



みのる法律事務所 弁護士 千田 實 〒021-0853

岩手県一関市字相去57番地5

TEL:0191-23-8960 FAX:0191-23-8950

みのる法律事務所便り令和6年6月第410号

いなべんだべんく田舎弁護士の駄弁句

(165)



円偽に解決できて 礼言われ ☆ *** 幸せもらう いい人との録



令和6(2024)年6月1日 あおぞらうきょのけて 青空浮世乃捨

相続問題を担当して感じることは、人との縁の大切さです。いい人と出会うと、弁護士の力など関係なく、円満相続となります。

円満相続こなるのは、私の力など関係ないのですが、円満相続になると相続人の皆様から感謝されます。円満相続になるかどうかは、関係する人の人間性によるのです。いい人と縁をもらえると、気持ち良く仕事ができ、感謝までしてもらえるのです。

円満相続となり、お礼を言われますと嬉しくなります。問題が解決したこと自体は勿論嬉しいのですが、それ以上にいい人達に出会えた縁が幸せな気持ちにしてくれるのです。

夫であり、父である人などが残してくれた遺産を、妻と子供らなどで分け合うという遺産相続において、親子、兄弟が円満に解決する姿を見ていますと、嬉しくなります。その円満解決に少しでも役立てたと思うと幸せ感をもらいます。円満相続してあげることは、自分のためなのです。

明日の命の保障など誰にもなく、いま、こうして生きていることが不思議な位、確かなものが一切ないこの世においては、円満相続に関与できる身は幸せです。円満相続をしてあげられたら、最高の幸せをもらえます。

円満相続をしてくれた皆様との縁には無限の感謝をするだけです。円満相続にしてあげて感謝されますが、感謝するのはこちらの方です。ありがとうございます。この縁を大切にして「縁者」つまり、親族になったと思ってもらい、いつまでも深いお付き合いをさせて戴きたいと願っています。

田舎弁護士の駄弁句 (166)

法律に 負けないための 妙案は

皆で決める 円偽相続

令和6(2024)年6月1日 あおぞらうきょのすて 青空浮世乃捨

相続した土地、建物は、法律が改正されて、相続登記をしなければならなくなりました。令和6(2024)年4月1日から施行されました。「相続不動産(土地、建物)の相続登記の義務化」などと言われています。

これまでは、土地、建物を相続しても、相続登記をしなければならないという法律はなかったのですが、これからは、土地、建物を相続したら、相続登記をしなければならなくなりました。『誰もいらない遺産問題』という駄弁本を発行したばかりですが、いらない土地、建物も相続登記をしなければならなくなったのです。

法律が、相続問題に余計な口出しをしてきたという感じがします。この法律のことは、これまでもいくらか解説しましたが、これから、もう少し分かりやすく説明しなければなりません。これまでの解説では分かり難い気がしています。

それはそれとして、この法律改正などにより、相続に関する法律問題を解決する一番よい方法は、円満相続をすることにあるということを改めて強調しなければならないという思いが湧いてきて、こんな駄弁句を詠みました。遺産問題は、法律で解決するのではなく、気持ちの歩み寄りで、つまり心で決めるべきことなのです。法律は二の次なのです。法律がどう変わろうと、それは変わらないのです。

相続問題については、相続人間の話合いが法律より優先することはこれまでも言い続けてきました。ですから、どのような法律の要求に対しても、相続人間で話合い、対策を立てて、円満解決することが大事となります。

土地、建物の相続登記の義務化についても、相続人間で話合い、円満な解決 方法を見付けることが大事です。相続人間で話し合いがつかないと、相続財産 である土地、建物の相続登記の義務をスムーズに果たすことが難しくなることも 出てきます。相続問題は、円満相続することが大事です。土地、建物の相続登記 の義務化問題も、円満相続となれば簡単に解決できます。



円満相続に対する礼状

- 縁に無限の感謝あるのみ-

最近は、相続問題の仲に入り、話し合いで、相続問題を解決してあげたいとの思いで、 「円満相続をしてあげたいのです」をキャッチフレーズ(うたい文句)にして、弁護士活動を しています。そのような宣伝もしています。

長い間、相続人の誰か一人の代理人となって、他の相続人と遺産の分補り合戦で法廷 闘争に明け暮れてきました。まるで「喧嘩犬」のような生活でした。どれほど相続問題で法 廷闘争をしたか分かりません。

60歳から大病を患い、死を覚悟しました。残された時間をどう生きようかと考えた結果 生まれたのが、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』と いう『田舎弁護士の哲学』です。そう生きようと決めたのです。

その哲学を身の周囲の人に提供し続けているうちに、「喧嘩犬のような仕事をしてはなら うしがみさま ない。 氏神様のような仕事をしなければならない」と思うようになりました。 「仲 裁は時の 氏神様」ということばがありますが、争う人の間に入ってとりなし、仲直りさせてやる地域の 守り神のような存在になりたいと思うようになりました。

氏神様の仲裁が最も必要な場面は、相続争いです。相続争いの間に入ってとりなし、仲 直りさせてやり、円満相続をしてあげる仕事に特化してみたいという思いが湧いてきました。そうすることが町舎弁護士の哲学』の実践だと確信しています。

特化とは、特にその事柄に重点をしぼり込むことです。これからの弁護士としての仕事は、円満相続をしてあげることに重点をしぼり込んで、それをみのる法律事務所の専門分野にして特化しなければならないという思いに至りました。

思い込んでやればなるものです。円満相続の駄弁本を書き、講演をし、クライアントに丁寧に円満相続の必要性を説明し、さらに相続が法廷闘争となった場合の血で血を洗うような骨肉相食む親子、兄弟間の争いは、回避すべきであることを説明して、円満相続をしなければならないことを説明してきました。

「南垂れ石を穿つ(穴を開ける)」ということわざがありますが、同じ思いを言い続け、やり続けていますと結果が出ます。みのる法律事務所では、相続問題のほとんどを相続人の間に入ってとりなし、仲直りさせてやり円満相続をしてあげられるようになりました。

ここまでやれているのは「喧嘩犬から氏神様こ変身したい」という私の気持ちを汲み取り、 同じ方向を向いていっしょに行動してくれている事務長を中心とする事務局と、私の仕事を 手伝ってくれている、かつていっしょに働いてくれた弁護士や、弁護士となった義理の息子 や家族など多くの人の支えによるものです。

そして「円満相続をしてあげたい」という私の思いを理解して下さったクライアント(相談者、依頼者)の皆様のおかげです。心底より感謝したいのです。改めて、これまで円満相続にご協力して下さった皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

「円満相続をしてあげたいのです」といううたい文句を掲げ、円満相続をしてあげること に特化しようと懸命になったところ、「円満相続をしてやれた」という思いで、自らも満足して幸福感を味わえているのみならず、「円満相続をしてもらい、ありがとうございます」という感謝の礼状をもらうことがあります。この時の嬉しさは、昇天するほどの嬉しさです。これ以上の嬉しさはありません。

時々そういうことがあります。そういうことに出会いますと、円満相続してあげることに 特化しようとそれを目指したことは間違っていなかったという思いで、安心すると同時に幸 せを感じます。ハッピーな気持ちになれるのです。

多くの礼状の中でも、先日戴いた礼状には、心底より感謝します。「円満相続してあげたい」という弁護士としての仕事のみに止まらず、自分の生き方を認めてもらえた気がして、嬉しくて、嬉しくて仕方がないのです。その礼状の核心部分だけでも紹介したいのです。「先生との出会いは心強く感じ、今後の人生の不安が軽くなりました」という部分には、 量子であるほど嬉しくなりました。

こうまで言ってもらえたら、「弁護士となってよかった」ということのみならず、「生まれてきてよかった」とさえ思えてきます。ただ、ただ感謝あるのみです。このような縁に無限の感謝を持ち続けることは、これからの人生において、最高の喜びとなる筈です。

この礼状の中でも特に嬉しいと思った点は、「人間としての生き方を教えてもらった」という点と、「人間としての優しさをもらった」と言って下さっている点です。

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』を提唱する身としては、このように言ってもらうと、『田舎弁護士の哲学』を実践できているような気がして、生き方に自信が持ててホッとするとともに、嬉しくなってしまうのです。

なんだか自分の生き方を認めてもらったような気がして、ここまで生きてこられたことを、 心から喜べるのです。これからも命のある限り、こういう生き方を続けようと思えてくるの です。

この礼状は、どんな勲章をもらうより、ありがたく、嬉しいのです。国のために役立ったということで、国から勲章をもらうより、その人のためになり、その人から役立ったと言ってもらうことの方が嬉しいのです。その人の顔が浮かび「よかったです。私も嬉しいです。これからもこの縁をどこまでも大切にしていきましょう。ありがとうございます」と心の底から御礼のことばが出てきます。

誰もがいつ死ぬか分からない確かなもののないこの世において、このような縁をもらい、 このような縁を大切にしていくことが唯一正しい生き方のように思える老人としては、この 手紙は私の哲学は間違いないと語ってくれているようで、私にとってはどんな勲章よりも ずっとずっと大事な宝物なのです。

このような宝物を頂戴し、またこのような縁を頂戴し、ただ感謝あるのみです。「人間として何が一番楽しく、幸せを感じるか」という問に対しては、「人に対し、心の底から感謝したいと思った時」と答えます。

この礼状に対しては、心の底から感謝したく、人間として一番楽しく幸せを感じています。 無限の感謝をするしかありません。私を信頼してくれる人の期待に応じられるような生き 方をして、感謝の気持ちを示したいと思います。

「円満相続をしてあげます」などと恩着せがましいことを言っていますが、円満相続をしてもらえたら、仲に入って、相続人全員をとりもって円満相続をしてあげられた仲裁役の弁護士が誰よりも嬉しくありがたいのです。ですから、感謝されるより、感謝しなければなら

ないのです。

円満相続してもらい、このような礼状までもらいますと、何だか「喧嘩犬から氏神様こなりたい」という夢の実現に一歩近付けたような気がして、年を忘れ「これからが、弁護士としても、人間としても一番やれる時だ」などという思いに至り、82歳という自分が青年に戻ったような気持ちになってしまいます。

このようなエネルギーを頂戴した礼状に対して、無限の感謝を言いたいのです。この感謝の気持ちが恩を返してやらなければという気持ちを生み出してくれます。それが新たなエネルギーを生み出します。

その結果、もっともっと円満相続をしてやらなければならないという意欲が湧いてきます。円満相続のための駄弁本を書き、円満相続のために相続人の間に入ってとりなし、仲良く解決してやれるように力の限りを出し切りたいという気持ちにさせて戴き、年齢を忘れさせてもらいました。本当にありがとうございます。

円満相続をしてあげたことに対するこの礼状には、いくら感謝しても感謝しきれません。 この感謝の気持ちを持ち続け、その恩を返すつもりで、精進して、円満相続をしてあげられる氏神様のような老弁護士になりたいと心に誓っています。

円満相続をしてあげたことに対するこの礼状で、これまで以上に円満相続をしてあげたいという思いが強くなりました。円満相続をしてあげることを目指す気持ちと『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』を広めたい気持ちが強くなりました。この礼状により、そういう生き方が迷うことなくできそうです。大変なエネルギーを頂戴しました。本当にありがとうございます。円満相続してあげたことに対する礼状に心底より御礼申し上げます。



いま、特に解決してあげたい相続問題 第2話 -相続不動産の登記の義務化-



『いま、特に解決してあげたい相続問題 第1話-誰もいらない遺産問題-』を発行し、この事務所便り『的外』の令和6年6月第410号に同封できました。「土地、建物などは相続したくない」などと思う方は御一読下さい。

遺産である土地、建物については、『誰もいらない遺産』という問題の他にも『いま、特に解決してあげたい相続問題』が発生しています。それは『相続不動産の登記の義務化』という問題です。令和6(2024)年4月1日から、その法律は施行、つまり実際に行われているのです。令和9(2027)年3月31日までに相続不動産の登記をしなければならないのです。

この問題は、この事務所便り令和6年3月第407号で知らせましたが、分かり難い点があったと思います。『いま、特に解決してあげたい相続問題』としては、この『相続不動産の登記の義務化』という問題は、いま、最も大事な問題です。

この事務所便りでもう少し詳しく説明しようかとも考えましたが、丁寧に分かり易く説明するためには、『いま、特に解決してあげたい相続問題 第2話』として、一冊の駄弁本を発行した方がよいという思いに至っています。相続不動産の登記の義務化問題に関連して、円満相続をしてあげなければならない問題が多く発生してきそうです。そういう問題についても書かなければなりません。

これから、その駄弁本を書き始めることにします。どんなものになるかは分かりません。 ですが、遺産である土地、建物の相続登記が法的にペナルティ(罰)をかけられて強制されることは、いらない土地、建物を相続しなければならないという問題もいつまでも放置してはおけないということになります。遺産分割もいつまでもしないままにはできなくなってきます。相続問題は、投げてはおけない状況となります。

このような問題は、手が掛かりそうな問題のような気がしますが、円満相続をしてあげる ためには、この問題も解決してあげなければなりません。誰にも分かり易く、すぐに役立つ 本にして、知らせなければならないと考えています。

そのためには、この新たな法律制度をよく理解して、誰にも分かるように解説をしなければなりません。これまでは遺産として土地、建物を相続しても登記することは法的には義務付けられていませんでしたが、今年の4月1日から、この制度は施行されています。令和9(2027)年3月31日までに登記しなければなりません。あまり時間がないのです。

早い内に『いま、特に解決してあげたい相続問題 第2話-相続不動産の登記の義務化 -』を発行するため頑張るつもりです。その本の発行前でも、この問題で悩む方は、御一報 下さい。いっしょに考えます。円満相続をしてあげられるように全脳ミソを絞り出します。

今回この事務所便りでは、分かり易くするために、特に大事なことだけを述べておくことにします。①これだけは知っておいてほしい。②これだけはやらなければならない。③これだけはやってあげなければならない。この3点につき簡潔に結論だけを述べておきます。

もっと詳しいことを知りたい人は、『いま、特に解決してあげたい相続問題 第2話-相続 不動産の登記の義務化-』という駄弁本の発行をお待ち下さい。できるだけ分かり易く、相 続不動産の登記の義務化に関連して発生する色々な相続問題について、解説してみます。 ここではとりあえず前記①、②、③について述べておきます。

①これだけは知っておいてほしい。

これまでは、不動産(土地、建物)を相続しても、相続登記をしなければならない法的義務はありませんでした。令和6(2024)年4月1日からは、相続登記が義務化され、相続登記をしなければならなくなりました。

もう相続した土地、建物の登記の義務化は始まっているのです。

②これだけはやらなければならない。

不動産(土地、建物)を相続した人は、令和9(2027)年3月31日までに、相続登記手続を しなければなりません。それをしないと場合によっては、国から処罰されることもあります。 相続した土地、建物の登記は、3年以内にしなければならないのですが、あと2年9か月 しかないのです。

③これだけはやってあげなければならない。

相続した不動産(土地、建物)の相続登記をする場合でも、相続人間で意見や考え方が違ったりして、まとまらないことは出てきます。どうしたらよいかと迷うことは必ず出てきます。

「円満相続をしてあげたいのです」という弁護士としては、迷ったり、悩んだりしている相続人の間に入って、とりなしてやり、最も円満に、最も簡単に問題を解決してやらなければならないのです。

相続した不動産(土地、建物)の登記は、令和6(2024)年4月1日から、令和9(2027)年3月31日までにしなければなりません。それに関連して、他にも相続問題は必ず発生してきます。それもいっしょに解決しなければなりません。

時間がかかります。時間は止まってはいません。あっという間に期限はきます。余裕をもって対応して下さい。早めに相談に来て下さい。